

同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は千歳北陽高等学校同窓会と称する。

- (1) 本会事務局は千歳北陽高等学校内に置く。
- (2) 本会の事務執行は、事務局において行う。

(目 的)

第2条 本会は卒業生相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員名簿の作成
- (3) その他本会が必要と認める事業

(組 織)

第4条 本会は会員並びに特別会員をもって組織する。

- (1) 会員とは千歳北陽高等学校卒業生を言う。
- (2) 特別会員とは千歳北陽高等学校教職員を言う。

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長若干名 (3) 事務局長1名
- (4) 会計1名 (5) 会計監査2名 (6) 代表幹事若干名、幹事若干名

(選 出)

第6条 本会役員は次の規約をもって選出する。

- (1) 会長、副会長、事務局長(以上3役)は、総会に於いて会員中より選出する。
- (2) 会計、会計監査は3役の審議により、会員中により選出する。
- (3) 幹事は会員または特別会員の推薦により、会員中により選出する。

(任 務)

第7条 本会役員の任務を次に決める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 事務局長は、本会事務の執行にあたる。
- (4) 会計は、本会経理を担当し常に出納を明細化する。
- (5) 会計監査は、年2回以上、会計を監査し、役員会、総会に於いて監査報告を行う義務を持つ。
- (6) 幹事は、本会の運営を円滑ならしめるため、3役を補佐し会務の執行にあたる。

(総 会)

第8条 本会は年1回の総会を開くものとする。

- (1) 総会に於いて、会長は事業計画及び、前年度事業内容を報告する。
- (2) 総会に於いての会計監査報告は前条の任務規約に準ずる。

(会 議)

第9条 本会の会議を、総会及び役員会に分ける。

- (1) 総会は前条に準ずる。
- (2) 役員会は必要に応じて、会長が召集する。

(議 長)

第10条 総会における議長は総会出席者の中から、立候補、推薦又は、会長の指名をもって選出する。

(任 期)・

第11条 本会役員の任期を次に定める。

- (1) 本会役員の任期は2年とし、再選は妨げない。
- (2) 役員の欠員補充及び、中途の補充は残存期間を任期とする。

(役員補充)

第12条 本会役員の補充は役員会の承認をもって会員中より選出する。

(決 議)

第13条 本会の決議事項は総会出席者の過半数の賛成を持って成立し、次の事項を決議する。

- (1) 規約改廃
- (2) 予算案
- (3) 3役選挙
- (4) その他、役員会が認める重要事項

(経 費)

第14条 本会の経費は、次のものをもって経費とする。

- (1) 入会金
- (2) 寄付金
- (3) その他

(入会金)

第15条 入会金は3,000円とし、卒業年次に徴集する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則の設定)

第17条 本会の運営上、必要な細則の設定は、役員会に於いて審議し、出席者の過半数をもって、定める事ができる。